

# 堺市とリネットジャパンリサイクル株式会社との連携と協力に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）とリネットジャパンリサイクル株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な連携と協力により、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づき、使用済小型電子機器等（以下「小型家電等」という。）の再資源化を促進するための課題に適切に対応し、住民サービスの向上及び資源の有効利用の促進に寄与することを目的とする。

## （連携協力事項）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、次の事項について乙と連携し、協力する。

- （1）住民に対して甲が行う、小型家電リサイクル法の制度の定着と小型家電等の回収を促進するための広報。広報の詳細については、甲乙別途協議の上、決定する。
- （2）その他住民サービスの向上及び資源の有効利用の促進に関して、甲及び乙にて合意した事項。

2 乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について甲と連携し、協力する。

- （1）前項（1）号に定める広報を行う場合は、協力内容について甲乙別途協議の上、決定する。
- （2）乙は、住民から回収した小型家電等の回収状況を定期的に報告する。報告の詳細については、甲乙別途協議の上、決定する。
- （3）その他住民サービスの向上及び資源の有効利用の促進に関して、甲及び乙にて合意した事項。

## （本協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出があったときは、甲及び乙は、その都度協議し、甲及び乙の書面による合意により、本協定を変更するものとする。

## （期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも相手方に対する書面による解約の申し入れがないかぎり、同一条件で満1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。また、甲又は乙は、いつでも、1箇月前の解約通知により、本協定を解約することができる。

(個人情報の保護)

第5条 乙は、市民から回収した小型家電等の全量について、個人情報の適切な管理のために、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損及び改ざんを防止しなければならない。

(2) 乙の業務に従事する者に対し、当該業務に従事しているとき、及び従事しないこととなったとき以降においても、知りえた個人情報を他人に知らせ、または不当な目的に利用しないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を遵守させなければならない。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 甲及び乙は、本協定から生じる他の当事者に対する権利若しくは義務の全部若しくは一部又は本協定上の地位の全部若しくは一部を譲渡し、貸与し、または担保の用に供してはならない。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年12月15日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市  
堺市長

永藤 英機

乙 愛知県大府市柁山町三丁目33番地  
リネットジャパンリサイクル株式会社  
代表取締役社長

中村 俊夫